

令和2年6月5日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

照明器具（投光器、充電式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち石油ストーブ（密閉式）1件、石油ふろがま1件） | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち照明器具（投光器、充電式）1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うちポータブルDVDプレーヤー1件、
ベッドフレーム（LEDライト・コンセント付）1件、
ターミナルアダプター1件、電気マット1件、自転車1件） | 5件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201800811を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

徳豊商事株式会社が入力した照明器具（投光器、充電式）について
（管理番号：A201800811）

①事象について

徳豊商事株式会社（法人番号：7040001070619）が入力した照明器具（投光器、充電式）を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

調査の結果、当該製品は本体に過充電保護機能を有していなかったため、出力電圧の高い異なる製品のACアダプターを接続した際に、当該製品の電池セルが過充電状態となって異常発熱し、出火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）7月5日にウェブサイト情報を掲載し、対象製品について製品回収及び返金を実施しています。

③対象製品：製品名、型式、販売期間、対象台数

製品名	型式	販売期間	対象台数
充電式 30W LED 作業灯 持ち運び 投光器屋外照明 キャンプライト角度調整可能	R132	2016年7月19日～ 2019年2月19日	770
	R146	2016年11月19日 ～2019年2月19日	846
合 計			1,616

2019年（令和元年）7月5日からリコール（製品回収、返金）を実施

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2016年度以降の事故（原因調査中及び管理番号：A201800811を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	0	—	2017年度	0	—
2019年度	1	火災	2016年度	0	—
2018年度	1	火災			

＜対象製品の外観＞

形式：R132



形式：R146



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う製品回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

徳豊商事株式会社

電話番号：04(7128)8288

受付時間：10時～18時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://tokutoyo.net/?mode=f1>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、豊田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000137	令和2年5月19日	令和2年6月1日	石油ストーブ(密閉式)	FF-65AM2	株式会社コロナ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	製造から25年以上経過した製品 令和2年5月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202000142	令和2年5月22日	令和2年6月2日	石油ふろがま	A-5	株式会社ノーリツ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する事故が発生した。当該製品に起因するのか他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	製造から40年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800811	平成31年2月15日	平成31年3月20日	照明器具(投光器、充電式)	R132	徳豊商事株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 調査の結果、当該製品は本体に過充電保護機能を有していなかったため、出力電圧の高い異なる製品のACアダプターを接続した際に、当該製品の電池セルが過充電状態となって異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	千葉県	平成31年3月26日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 令和元年7月5日からリコールを実施(特記事項を参照)

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000138	令和2年5月12日	令和2年6月1日	ポータブルDVDプレイヤー	火災	病院で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか他の要因も含め、現在、原因を調査中。	熊本県	
A202000139	令和2年3月31日	令和2年6月1日	ベッドフレーム(LEDライト・コンセント付)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和2年5月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年3月31日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202000140	令和2年5月16日	令和2年6月2日	ターミナルアダプター	火災	当該製品のACアダプターを溶損する火災が発生した。当該製品に起因するのか他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202000141	令和元年12月10日	令和2年6月2日	電気マット	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	令和2年6月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月1日
A202000143	令和2年4月25日	令和2年6月3日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、バランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年5月26日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし